

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

準備書面 3

平成19年10月29日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 大 村 真 司

同 青 木 貴 央

同 田 中 陽

同 兒 玉 浩 生

第1 本件被告発言当時の被告の認識について

被告は、被告準備書面（3）において、本件被告発言の当時認識していた原告らの懲戒事由は、原告準備書面1記載の「ないし」の9項目であり、これに尽きるとする。

しかし、後記1ないし4のとおり、本件放送の内容とその後の被告の言動をつぶさにみると、この主張は真実でないことがわかる。

被告は、原告らに関する懲戒事由の指摘・示唆を変遷させ、多々後付けの主張をしているが、少なくとも本件発言当時においては、

「新しい弁護人が被告人の主張を捏造創作している」

「本件刑事事件と被告人を死刑廃止運動に政治利用している」

「弁護団の主張が荒唐無稽な内容であり許されない」

という理由で非難する意思があったにすぎない。

そして、本件被告発言は、視聴ないし伝聞した者に対して、被告が上記のような理由が原告らの懲戒事由であると主張しているものと認識・把握させる内容であった。

1 5月27日本件放送から伺える被告の認識

被告の発言に至る経緯を明確にするため当該テーマに関する放送部分全体を網羅し、再現不正確の点を訂正した放送内容反訳書として、甲1号証の2を作成・提出する。

(1) 被告は、原告ら光市事件弁護団の弁護活動について、本件放送中で、以下のように論評している（甲1号証の2）。

「たかじんさん言ったようにね、死体をよみがえらす為にその姦淫したとかね、それからあかちゃん、子供に対しては、あやす為に首にチョウチョ結びをやったということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張するってこと、これはねえ、弁護士として許していいのか？」

っている」

「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしてしか考えられないですよ。」

すなわち、被告は、本件発言当時、公衆に対しては、「弁護人として許されない主張をしている」「弁護人が被告人の主張を創作した」という懲戒事由を示し、懲戒請求を扇動しているのである。本件発言当時に被告が想定していた主たる懲戒事由がこの点にあることは、被告の一連の発言をみれば明らかである。

(2) また、被告は、他の司会者・コメンテーターによる、

「そういう場をね、死刑廃止論者の弁護士の談合の場所にしてはイカンよ」

「これは明らかに政治運動ですね」

「でもそういうのはね、裁判所の外でやるべきことであって、立法府に働きかけるべきことでしょう」

など、原告ら弁護団が本件刑事事件を死刑廃止運動に政治利用していると誤解させる発言を否定することなく黙認し、懲戒請求を扇動する発言に至っている。本件発言当時、被告自身にもこのような誤信があったことが伺える。

(3) さらに、被告は、

「一体弁護士が懲戒されるってことはどういうことやねん」

「今弁護士会のほうに、1人の弁護士に、まあ僕なんか何十件もやられるんですけど、2件3件来ただけで、もう弁護士会は大慌てなんですよ」とも述べており、自分が受けている懲戒請求による苦痛を原告らに共有させたいという思いや、大阪弁護士会の対応に対する不満の発露、あるいは、「品位」「信用」といった一見不明確な懲戒事由の定めに対する不満の思いが、被告の発言を導いたとも推測できる。

3 8月6日集会における発言から伺える被告の認識

被告は、平成19年8月6日に大阪弁護士会館で開催された「光市母子殺害事件緊急報告集会」に出席し、以下のとおり発言している(乙1号証。なお、乙1号証に登場する【A】は被告である。)

「安田弁護士が最高裁の弁論を欠席したこと、これは究極の弁護方針として、弁護戦術として、これはもうもっともだと思う」(乙1号証35頁)

「弁護方針については十分理解できたつもりですが」(同)

「新しい証拠に基づいて主張が変わるんだったら、これはもうやむを得ない」(同36頁)

これらの発言からみると、被告は、この集会において弁護団から説明を受けるまで、「最高裁での弁護人が弁論を欠席したこと」「差戻前1審2審から弁護方針を変更したこと」が不当であるという認識を持っていたが、集会に参加して説明を聞き、議論をしたことによって、その主張を改めたことがわかる。

4 8月7日付被告ブログの記載から伺える被告の認識

被告が開設し自ら執筆するブログ「橋下徹のLawyer's Eye」において、被告は、平成19年8月7日から10日にかけて、上記集会の出席報告の記事を掲載している(甲5号証)。

この中で、被告は、以下のとおり記述している。(甲5号証の3)

「今回の弁護団の主張が荒唐無稽であること、あまりにもふざけた内容であること、この点については批判はしません」

「それは弁護人の弁護活動としてはしょうがないところもある」

「一言で言えば、説明義務違反、被害者に対して、国民に対してのね」

「第一に被害者への、そして第二に裁判制度という制度の享受者である国民への説明を怠っている」

この記述をみると、被告はそれまで「弁護団の主張が荒唐無稽である」という認識があったが、集会出席を通じて、それが懲戒事由にならないことを理解したため、「被害者・国民に対する説明義務違反」という新たな懲戒事由を作出して強調し始めたものと思われる。

第2 被告の誤った認識と発言の悪質性

被告が発言の当時に認識していた「新しい弁護人が被告人の主張を捏造創作している」「本件刑事事件と被告人を死刑廃止運動に政治利用している」という憶測は、何らの根拠もなく、いずれも事実無根である。

そして、被告が示唆した「弁護団の主張が荒唐無稽な内容であり許されない」という点は、準備書面2に述べたとおり刑事訴訟・刑事弁護に関する基本的認識を誤った主張であり、いずれも原告らの懲戒事由とはなりえない。

被告は、本件発言当時において可能な調査を果たしていれば、これらの主張が事実誤認であり、懲戒事由となり得ないことを容易に想到することができたはずである。にもかかわらず、被告は、必要な調査検討を行わず、自らの誤解に気づかず、または、到底懲戒事由となり得ないことをあえて承知しながら、多数の懲戒請求を煽ったのであり、非常に悪質である。

本件訴訟において問題とすべきは、被告も認めるように本件被告発言当時の被告自身の発言内容や言動である。その内容は上記第1に述べたとおりである。被告は本訴において9項目の懲戒事由を主張しているのであるが、これらについては本件発言の中では触れられていない。したがって、本来は原告らが応答する必要のない問題である。また、そもそもこのような新たな事由をもって本件被告発言の正当化事由とする主張には、被告発言の違法性を治癒する効果はなく、失当である。たとえば、ある特定のA事件について特定の人物を犯人であると憶測で発言したところ、その人物

が真実はA事件については犯人ではなかったが、仮に別のB事件の犯人であったとしても、それは当初の発言の違法性を正当化する根拠となりえないのと同様である。

以上